

# 第9期菊陽町 高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)

【概要版】

令和6年3月  
熊本県 菊陽町

# I 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

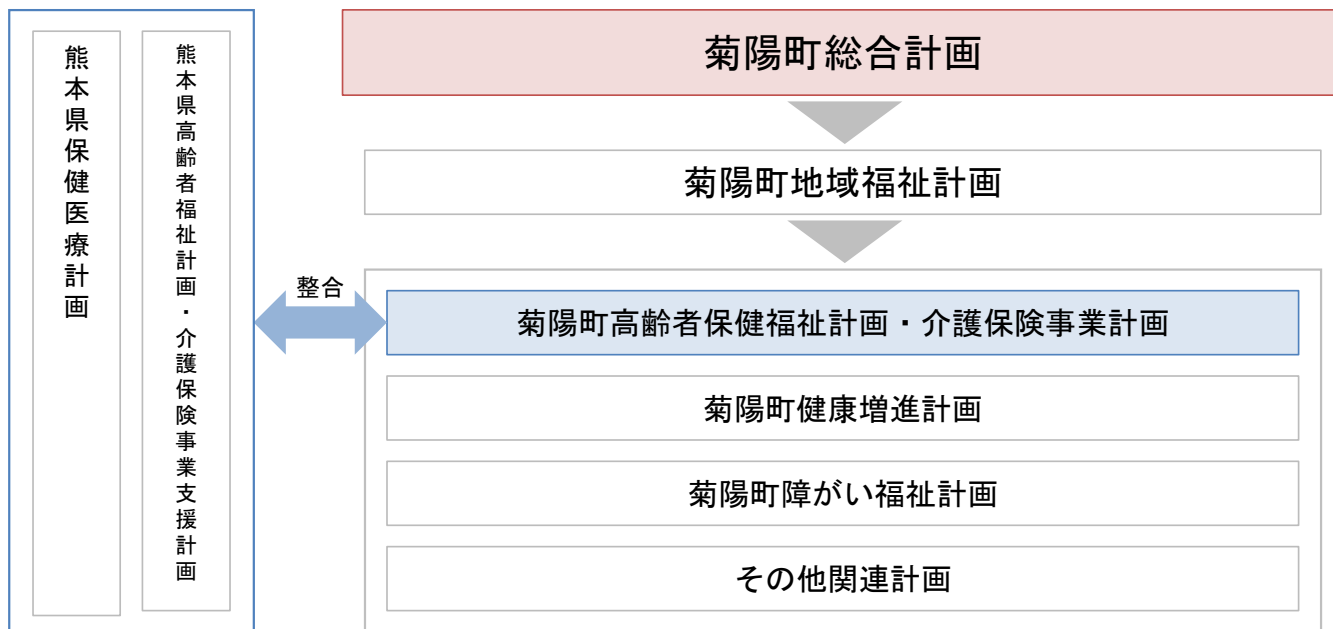
介護保険制度は、その創設から20年以上が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

全国的にみると、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。令和7（2025）年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢人口がピークを迎える見込みとなっています。また、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者の増加も見込まれています。

以上の状況を踏まえ、令和7（2025）年及び令和22（2040）年の推計人口等から導かれる介護需要など中長期的な視野に立って「第9期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

町の行政運営指針の最上位計画である「菊陽町総合計画」におけるまちづくりの理念等を踏まえた上で、高齢者福祉分野の個別計画として策定します。また、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、熊本県保健医療計画との整合性を確保します。



## 3 計画の期間

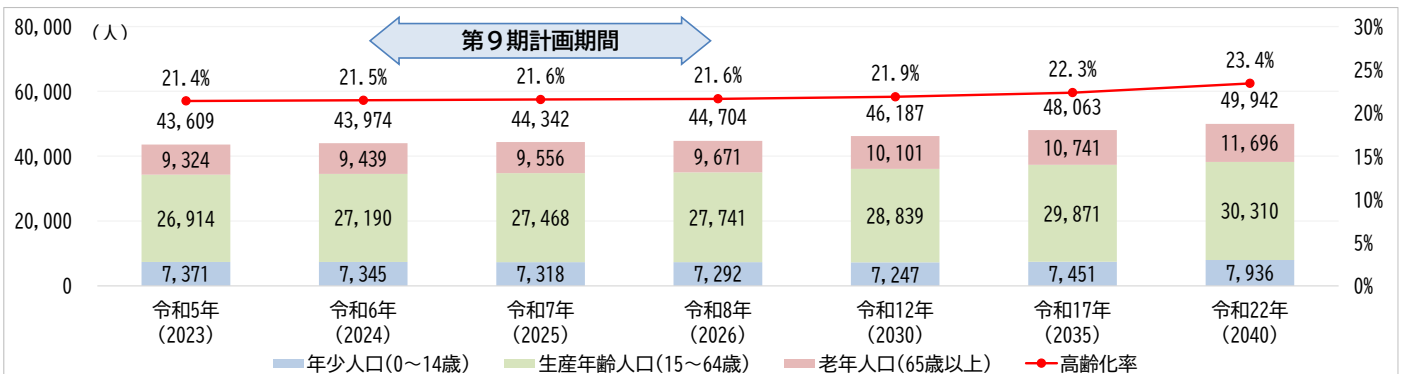
本計画の期間は3年を1期とし、令和6年度から令和8年度までとします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。

## II 高齢者を取り巻く状況

### 1 年齢3区分別人口構成の推移及び推計

コーホート変化率法※による推計によると、総人口は増加し続け、令和22年には総人口49,942人、高齢化率23.4%となることが予測されています。

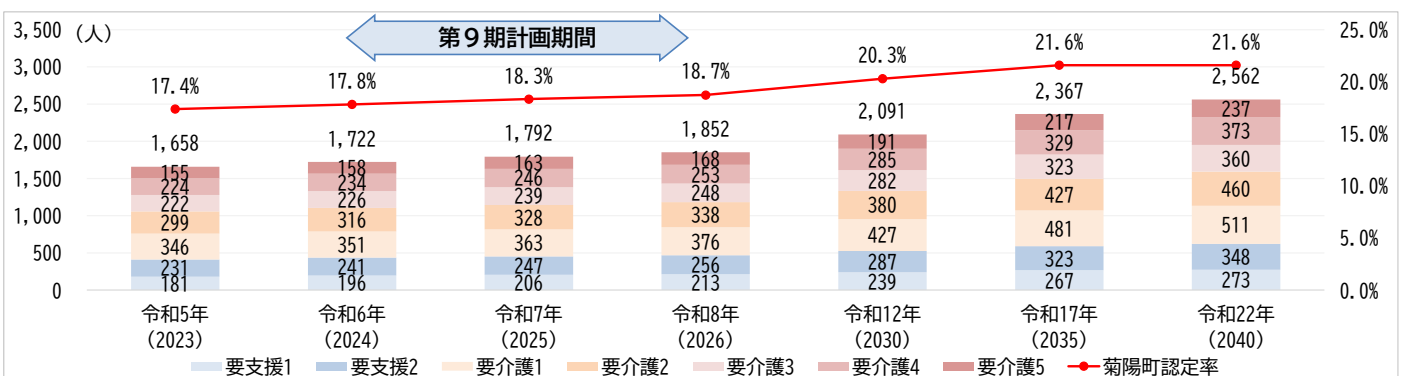


出典：住民基本台帳（令和5年）、コーホート変化率法による推計値（令和6年～）

※コーホート変化率法：過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

### 2 要介護（要支援）認定者数の推移

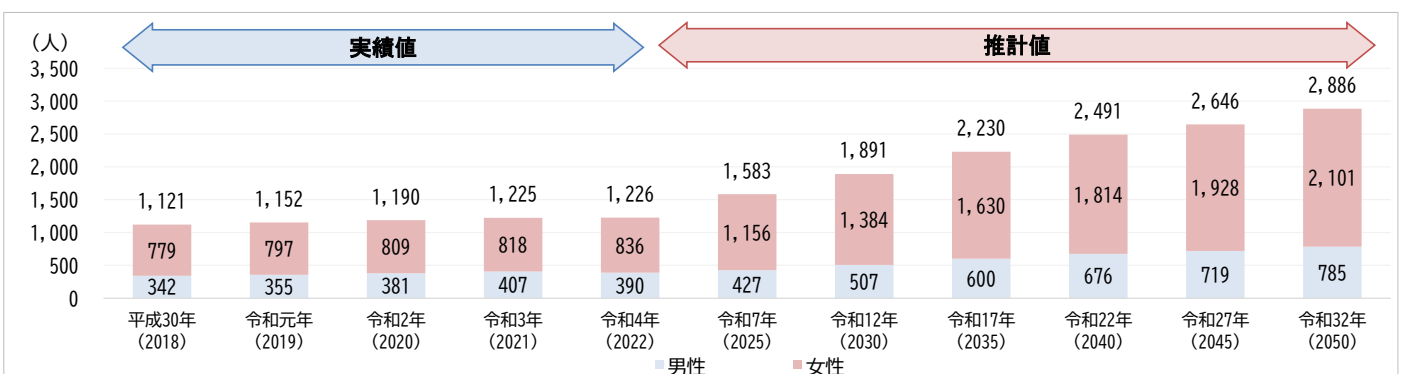
要介護（要支援）認定者は令和22年には2,562人に増加し、また、第1号被保険者に占める認定率は令和22年には21.6%に上昇すると予測されています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム

### 3 認知症高齢者の推移及び推計

今後、高齢者人口が増加するとともに認知症高齢者数も増加し、令和22年には2,491人（うち男性676人、女性1,814人）になる見込みとなっています。



出典：菊陽町介護保険課資料（平成30年～令和4年）

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」を基に推計（令和7年～）

## Ⅲ 基本理念と重点分野

### 1 基本理念

本町では菊陽町総合計画に基づき「人・緑・未来『さん』と輝く生活都市きくよう」を将来像としてまちづくりを進めています。このまちづくりの目標（都市像）の一つである「人が豊かに育つまち」を実現するために、「地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者施策を推進してきました。

第9期計画においては、団塊ジュニア世代が65歳に到達する2040年度を見据え、本町の地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、第8期計画の基本理念を継承し、町民・事業者・関係者等と連携・協働しながら、その実現に努めていきます。

地域で支え合い、  
みんなが健康で暮らせるまちづくり

### 2 重点分野

本町の高齢者に関する現状及び将来予測や各種調査結果、国の基本指針を踏まえ、本計画の基本理念の実現に向けた取組を進めるために、6つの重点分野を設定し、施策を総合的に推進していきます。

- 1 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進
- 2 認知症施策の推進
- 3 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進
- 4 多様な住まい・サービス基盤の整備
- 5 介護人材の確保と介護サービスの質の向上
- 6 災害や感染症への対策

## IV 高齢者施策の展開

### 重点分野1 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進

#### 1 地域・社会活動の推進

毎日の生活を活動的に送り、誰かに必要とされる充実感や、人とのつながりにより人生を豊かにできるよう、地域に多様な「活動」や「参加」の場づくりを推進します。

#### 2 いきがい就労の促進

元気な高齢者を増やし、意欲のある高齢者が培った経験等を活かした生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりに取り組みます。

#### 3 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

高齢者が、自らの心身機能の維持や健康づくりに関心を高め、地域の社会資源を活用し、多様な活動に参加することを促します。また、心身機能が一時的に低下した高齢者については、回復可能性を引き上げる専門的な支援に積極的につなげます。

#### 4 地域リハビリテーションの推進・地域包括支援センター等の機能強化

地域リハビリテーションの推進については、事業所における、本人を元の暮らしに戻すリハビリテーションの機能強化の取組を支援します。また、専門職における、本人が取り戻したい活動を達成する支援を実践する支援技術の習得の取組を支援します。

地域包括支援センター等の機能強化については、支援を必要とする高齢者等からの相談や地域からの相談に対応できるよう人員体制の強化に取り組みます。

#### 5 地域生活の基盤整備

生活支援コーディネーターが持つ、3つのコーディネート機能（資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング）を発揮することにより、地域における多様な生活支援サービス等の提供体制の整備を推進します。また、病院受診への同行など、インフォーマルなサービス等では対応が難しいニーズについては、町が主体となり、新たな生活支援サービス等の確保に取り組みます。

#### 6 見守りネットワークの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民による見守り活動と各種相談機関等による個別支援を連動させ、共に助け合い、支え合う地域づくりを推進します。

### 重点分野2 認知症施策の推進

#### 1 医療体制の整備

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「認知症初期集中支援チーム」の活動の充実を図ります。

## 2 介護体制の整備

研修等を通じ、町内の介護サービス事業所等で介護に従事する人の認知症対応力の向上に取り組み、認知症の人とその家族の支援を重視した適切な認知症ケアの確保に努めます。

## 3 地域支援体制の整備及び社会参加の充実

認知症の人を支援する体制を構築、強化するため、認知症地域支援推進員による活動を充実させるとともに、認知症サポーターの養成・活躍の場の拡大に努めます。

## 4 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

地域共生社会の実現という目標に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を進めていきます。

# 重点分野3 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

## 1 訪問診療・訪問看護等の在宅医療の提供体制の充実

在宅医療サポートセンター（菊池郡市医師会）や、地域で在宅医療に携わる医療機関等と連携し、在宅医療が円滑に提供される体制の充実を図ります。

## 2 在宅医療と介護を支える多職種連携の促進

医療・介護の専門職の多職種間の相互理解及び連携の強化を進め、在宅医療や介護の一体的な提供体制の充実を図ります。

## 3 ICTを活用したネットワークづくり

「くまもとメディカルネットワーク」をはじめとするICTのネットワークを活用することで、質の高い医療や介護サービスの提供に取り組みます。

# 重点分野4 多様な住まい・サービス基盤の整備

## 1 多様なサービス基盤の整備促進

高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けるため、地域に不足する介護サービス等の検討を行い、適切な介護基盤の整備を進めます。

## 2 個室・ユニットケアの推進

入居者の個性と生活リズムを尊重した個室・ユニットケアを推進します。

## 3 特養等における医療・看護サービスの推進

本人が望む場所で最期を迎えることができるよう、施設等における看取り体制の整備や医療・看護体制の整備を推進します。

## 4 多様な住まいの確保

生活困窮や社会的孤立などの課題を抱える高齢者に対しては、養護老人ホームなど、高齢者向けの住宅を確保します。また、有料老人ホームなど高齢者の多様な住まいに関わる情報提供を行います。さらに、有料老人ホーム等に、併設された介護サービス事業所がある場合、入居者の選択に基づいた適切なサービスが提供されるよう、県と連携して事業所への指導を行います。

## 重点分野5 介護人材の確保と介護サービスの質の向上

### 1 多様な人材の確保・育成

介護事業所等との対話や連携を通じて、本町で実現可能な人材確保策の検討を行い、介護現場への多様な介護人材の参入を促進します。また、介護の仕事の魅力発信を行い介護職のイメージアップを図り、若い世代の介護現場への参入を促します。

### 2 介護現場の生産性向上と定着促進

「介護サービスの質の向上」と「介護人材の確保」に向けた介護サービスにおける生産性向上への取組を推進します。また、介護職員の定着促進に向けた、就労環境の改善、DX活用等による業務効率化の仕組みづくりに取り組みます。

### 3 県と連携した指導・監査等の充実

介護保険法の理解促進及び適切な運営や介護報酬の不正請求の防止等を図るため、本町に指定・監督権限のある介護サービスの事業所に対しては、指導や監査を実施します。また、熊本県に指定・監督権限のある介護サービスの事業者に対しては、熊本県と連携し、指導や監査を実施します。

### 4 介護給付の適正化の推進（菊陽町介護給付適正化計画）

「第6期熊本県介護給付適正化プログラム」に基づき、介護給付適正化の取組の実施主体は保険者（本町）であるとの自覚のもと、本来発揮すべき保険者機能の一環として、主体的かつ積極的に本事業の推進に取り組みます。

## 重点分野6 災害や感染症への対策

### 1 要配慮者の被害防止対策と被災者への支援

高齢者施設等が、災害発生時において、最低限のサービスを維持できるよう熊本県と連携し、必要な支援に取り組みます。また、避難行動要支援者については、安全・安心に避難ができるよう支援体制の構築に取り組みます。

### 2 感染症に対応したサービスの提供体制の整備

感染症流行時において、高齢者施設等の職員が、正しい知識を持って予防策を実践できるよう啓発を行います。また、感染症拡大時において、高齢者施設等での感染収束が早期に達成されるよう、保健所等からの協力のもと支援に努めます。

## V 所得段階に応じた保険料額の設定

菊陽町の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **72,000円**（年額）

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料年額 (月額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者の方</li> <li>老齢福祉年金<sup>※1</sup>受給者で、世帯全員が住民税非課税の方</li> </ul>	基準額× 0.455	32,760円 (2,730円)
		80万円以下の方 基準額× (0.285)	(20,520円) (1,710円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が	80万円超 基準額× 0.685	49,320円 (4,110円)
		120万円以下の方 基準額× (0.485)	34,920円 (2,910円)
第3段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	120万円超の方 基準額× 0.69	49,680円 (4,140円)
80万円以下の方 基準額× 0.9		(49,320円) (4,110円)	
第4段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	80万円以下の方 基準額× 1.0	64,800円 (5,400円)
第5段階		80万円超の方 基準額× 1.2	72,000円 (6,000円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方 基準額× 1.3	86,400円 (7,200円)
第7段階		120万円以上210万円未満の方 基準額× 1.5	93,600円 (7,800円)
第8段階		210万円以上320万円未満の方 基準額× 1.7	108,000円 (9,000円)
第9段階		320万円以上420万円未満の方 基準額× 1.9	122,400円 (10,200円)
第10段階		420万円以上520万円未満の方 基準額× 2.1	136,800円 (11,400円)
第11段階		520万円以上620万円未満の方 基準額× 2.3	151,200円 (12,600円)
第12段階		620万円以上720万円未満の方 基準額× 2.4	165,600円 (13,800円)
第13段階		720万円以上の方 基準額× 2.4	172,800円 (14,400円)

※括弧内は低所得者軽減措置後の調整率、月額保険料、年額保険料

※1 老齢福祉年金：明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額：「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

### 【お問合せ先】

菊陽町介護保険課

TEL 096-232-2508